

▼医療費控除について

平成30年度（29年分）の申告から、医療費の領収書が提出不要となりました（領収書はご自宅等で5年間保管してください）。代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりますので、医療費控除を受ける方は事前に明細書を作成してください。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付することで、明細の記入を省略できます。

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類です。

※本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付（相談）のお知らせ」の3頁も併せてご覧ください。

※医療費控除の明細書は国税庁ホームページや「所得申告受付（相談）のお知らせ」の4頁に掲載しています。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

セルフメディケーション税制は、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組みを行う方が自己、または自己と生計を一にする配偶者、そのほかの親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、医療費控除の特例の適用を受けることができる制度です。

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

※特定一般用医薬品とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）です。

■対象の医薬品

対象となる医薬品を購入したレシートには、対象商品である旨が表示されています。また、対象商品の一部には、識別マークが表示されているものがあります。対象品目の一覧は厚生労働省のホームページでご確認ください。

厚生労働省 セルフメディケーション税制 🔍 検索

■申告に必要な書類

1 セルフメディケーション税制の明細書（国税庁ホームページから取得することができます）

2 適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（①氏名 ②取り組みを行った年 ③事業を行った保険者、事業者もしくは市区町村の名称、または取り組みに係る診察を行った医療機関の名称もしくは医師の氏名の記載があるものに限り）

■取り組みを行ったことを明らかにする書類の例

- インフルエンザの予防接種または定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書または予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書または結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
（「定期健康診断」という名称または「勤務先名称」の記載が必要です）
- 特定健康診査の領収書または結果通知表
（「特定健康診査」という名称または「保険者名」の記載が必要です）
- 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書または結果通知表
（「勤務先名称」「保険者名」の記載が必要です）

※結果通知表は健診結果部分を黒塗り、または切り取りなどをした写しで差し支えありません。

※予防接種代や健康診断の費用が控除対象になるわけではありません。

■所得控除額

対象医薬品の年間購入費用の合計から1万2千円を差し引いた額（最高8万8千円）が、その年分の総所得金額等から控除されます。

○計算例 年間9万円購入（保険金などで補てんされる額がない場合）
90,000 - 12,000 = 78,000円（控除額）



〈識別マーク〉

セルフメディケーション
税 控除対象

お忘れなく！ 町・県民税の申告相談

■問い合わせ

税務課 ☎581・2121内線154～156

今年の町・県民税の申告相談受付期間は、2月16日(金)から3月15日(木)までです。忘れずに期間内に申告を済ませてください。また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付（相談）のお知らせ」も併せてご覧ください。

▼申告相談に必要なもの

- ☑印鑑（朱肉をつけて押すもの）
- ☑給与や年金の源泉徴収票の原本
- ☑事業および不動産所得がある方は、収支内訳書
- ☑各種保険料控除（社会保険料、生命保険料、地震保険料等）の控除証明書
- ☑寄附金控除を受ける方は、領収書等の証明できるもの
- ☑障害者控除を受ける方は、障害者手帳等
- ☑税務署から申告書、申告のお知らせのはがきを送られてきた方は、その申告書、はがき
- ☑還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座が分かるもの
- ☑本人確認書類

▼税務課からのお願い

■所得税の確定申告をされる方のうち、次に該当する方は税務署で申告してください。

①譲渡所得（土地・建物・株式などの譲渡）、先物取引があった方の申告 ②損失・損益通算等の申告 ③青色申告 ④住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）で平成29年入居の方および入居2年目以降で連帯債務のある方の申告 ⑤外国在住の方を扶養親族とする申告 ⑥死亡した方の申告（準確定申告） ⑦申告書の本人控に受付印が必要な方 ⑧過年分（平成28年分以前）の申告

■源泉徴収票は必ずご持参ください。

所得金額を証明できるもの（源泉徴収票、支払調書等）については、平成29年中のものをすべてご持参ください。給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。ない場合は、支払者から再発行を受けてください。

■事業所得（営業・農業）や不動産所得がある方へ。

事前に収支の金額をまとめ、収支内訳書を作成したうえでご相談ください。収支内訳書が作成されていないと申告ができません。

■平成29年中に収入がなかった方へ。

申告は原則不要ですが、医療、福祉等の行政サービスの適用を受ける方（所得証明書、課税証明書等が必要な方、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入している方など）は住民税申告が必要となる場合があります。

▼申告相談日程表

申告会場／役場6階会議室

受付時間／午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

相談日(曜日)	地区	対象区
2月16日(金)	折原	上郷・折原下郷・上下下小路・立原
18日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
19日(月)	折原	秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
20日(火)	用土	用土6・7・8・9・10
21日(水)		用土1・2・3・4・5・11・12
22日(木)	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
23日(金)		上郷南・上郷北
25日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
26日(月)		下郷・塚越
27日(火)	男衾	赤浜
28日(水)		牟礼・今市・中郷
3月1日(木)	市街地	茅町・花町・六供
2日(金)	西部	本町・中町・栄町・武町・金尾・風布
5日(月)	西部	本宿・末野2・3・4
6日(火)		常木・菅原
7日(水)		立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
8日(木)	鉢形	木持・上の町・内宿・関山
9日(金)		上の原・露梨子
12日(月)	桜沢	本村・岩崎・中小前田
13日(火)		山崎・南飯塚・上組
14日(水)	全地区	町内全地区
15日(木)		

※受付時間外は、相談を受けることはできません。

※お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。

※所得税および復興特別所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする必要はありません。

▼マイナンバーの記載および本人確認

申告書には、申告義務者のマイナンバーおよび控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーの記載された申告書の受付に当たっては、本人確認が義務付けられていることから、下記の書類の提示（郵送等の場合は写しの添付）が必要となります。

■番号確認書類（①～③のいずれかの提示）

①マイナンバーカード（裏面） ②マイナンバー通知カード ③住民票（マイナンバーが記載されたもの）等

■身元確認書類（①～③のいずれかの提示）

①マイナンバーカード（表面） ②写真付身分証明書（運転免許証等） ③公的医療保険の被保険者証や年金手帳等

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者については、これらの書類の添付は不要ですが、申告義務者がマイナンバーを確認してください。